

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（2021年4月1日現在）

| | |
|---|---|
| 商品名 | ・成年後見支援貯金（普通貯金） |
| ご利用いただける方 | ・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他 | ・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | ・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 手数料 | ・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |
| 貯金保険制度 （公的制度） | ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または信用部（電話：0771-22-6982）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378） |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227） 公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当J Aの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月13日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A京都